

改正法（令和7年4月1日）を適用した申請の対応等について

日頃より、当センターをご利用いただきありがとうございます。

改正建築基準法及び改正建築物省エネ法を適用した各申請の事前相談を希望される場合の対応についてお知らせいたします。

施行日前後は審査が大変混み合うことが予想されますので、十分な余裕をもって申請手続きをお願いいたします。

■確認申請

お預かりによる事前相談を開始しております（本受付及び交付は令和7年4月1日以降となります）。

- 申請書様式は新様式を使用してください。

■省エネ適判

お預かりによる事前相談を開始しております。

申請先（窓口）は、申請用途により以下のとおりとなります。

戸建て住宅については、確認申請を提出する窓口と同一窓口に、ご申請頂く様お願いいたします。

用途	戸建て住宅（併用住宅※を含む）	長屋・共同住宅	非住宅
申請先（窓口）	各拠点（4事務所・2支所）	本所（評価業務課）	本所（省エネ課）

※併用住宅の非住宅部分の省エネ計算方法により審査窓口が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問合せください。

- 申請書様式は新様式を使用してください。
- 300㎡未満の非住宅及び住宅の用途に関する申請の本受付及び交付は、令和7年4月1日以降となります。

■長期使用構造等確認・設計住宅性能評価（長期併願含む）

本受付及び交付が令和7年4月1日以降となる新様式を用いた住宅のお預かりによる事前相談を開始しております。

- 申請方法：
 - 電子申請（NICEWEB）：備考欄に「改正法適用住宅4/1受付希望」と入力してください。
 - 紙申請：提出窓口で「改正法適用住宅4/1受付希望」とお伝えください。
- 申請書様式は新様式を使用してください。

・各種申請における令和7年4月1日以降の様式について <https://www.shizuoka-kjm.or.jp/download/>
各種申請書ダウンロード様式に「2025年4月以降」と記載のある様式を使用してください。
電子申請（確認申請）については、様式を「2025年4月」に切り替えて作成してください。（NICEシステム近日リリース予定）

・長期使用構造等確認・設計住宅性能評価・省エネ適判に関する「委任状」について
完了検査の際に、上記の図書を活用し検査を実施させて頂くための「同意」を追加しております。
完了検査申請の際に、上記図書の提出を省略出来る取扱いとなりますので、「委任状」にかえて、新様式の「委任状兼同意書」を添えて申請をお願いします。